
令和6年度官公需確保対策地方推進協議会 合同会議

岐阜県内の官公需適格組合の紹介

<協同組合ケーエスジー>

所在地 〒507-0901 岐阜県多治見市笠原町2827-1

電話 0572-43-3218 F A X 0572-43-4734

E-m a i l ksg@minoir.jp

第1回官公需適格組合証明取得 昭和57年6月17日

- (1) 代表者名 虎澤 範 宜
- (2) 設立年月日 昭和28年8月12日
- (3) 出 資 金 11,860千円
- (4) 組合の地区 多治見市笠原町
- (5) 組 合 員 数 19名
- (6) 組合員資格 タイル又は陶磁器の卸売業
組合の地区内に事業場を有すること
- (7) 事務局責任者役職・氏名
専務理事 亀山 謙司
常勤職員数 7名
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 延 200㎡ 土 地(所有) 1,058㎡
- (9) 主な受注品目 陶磁製タイル及び陶磁器飲食器
- (10) 共同受注実績

年度	受注額
令和3年度	566,129千円
令和4年度	357,738千円
令和5年度	323,762千円

- *主な受注機関
1. 国等 (国土交通省)
 2. 都道府県 (岐阜県)
 3. 市町村 (岐阜県・岐阜市・多治見市等)

- (11) 組合が受けている資格・許認可
公共建築協会評価
一般建設業の許可（タイル・レンガ・ブロック工事業）

- (12) 現在の証明有効期日 令和8年5月9日

《概要》

昭和28年に、当時、茶碗の全国シェア80%を占めていた笠原町で陶磁器又は、タイルの共同受注を柱として「笠原陶磁器商業協同組合」を設立。

その後、取引メーカーが茶碗等の陶磁器からタイルへと生産する製品の中心をシフトするにつれ組合員の業態もタイルの販売が中心となり、組合員はタイル卸業者を中心とした組織に変わっていった。昭和57年には、「官公需適格組合」の認定を受けた。また、平成4年ジェイアール東海商事とタイル「MINOIR」取引契約の締結、平成7年には現在の「協同組合ケエジュー」に名称変更し、平成11年にはセルフクリーニング機能を持ったタイル「美濃焼 CT タイル」の製品化にメーカーの協力を得て成功しました。平成20年6月にはヒートアイランド現象を緩和する「美濃焼クールアイランドタイル」を産学官連携によって商品開発、振興会に参加し販売をしている。

<美濃タイル商業協同組合>



所在地 〒507-0016 住所 岐阜県多治見市金岡町2-75

電話 0572(22)0546 FAX : 0572(22)0516

E-mail minotile@poplar.ocn.ne.jp

URL <https://minotile.com/>

第1回官公需適格組合証明取得 昭和63年5月14日

- (1) 代表者名 理事長 加藤千廣
- (2) 設立年月日 昭和27年4月1日
- (3) 出資金 590万円
- (4) 組合の地区 多治見市及び土岐市
- (5) 組合員数 18名
- (6) 組合員資格 タイル販売業を行う事業者であること
地区内に店舗を有すること
- (7) 事務局責任者役職：専務理事
事務局長・鵜飼哲康
常勤職員数：2名
- (8) 主な物的施設：事務所（所有）67㎡ 土地（所有）1,004㎡
- (9) 主な受注品目：陶磁製タイル全般
- (10) 共同受注実績：

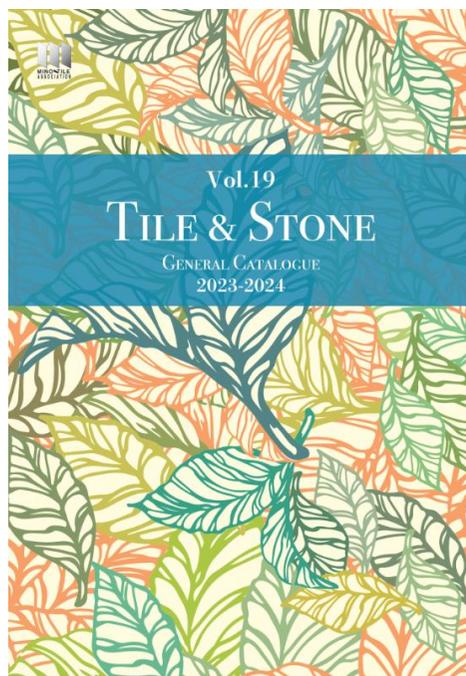


年度	受注額
令和3年度	5,980千円
令和4年度	4,848千円
令和5年度	2,219千円

*主な発注機関

国等のほか岐阜県、多治見市・土岐市・瑞浪市等

(11) 現在の官公需適格組合証明有効期限日 令和8年5月21日



《概 要》

弊組合は“官公需適格組合”を旗印とした「タイル・石材総合カタログ」を隔年で発刊しています。このカタログには外壁用タイルから内装タイル、モザイクタイル、舗装用タイル、石材まで多数掲載しています。

また、インターネットの普及から需要の高まりに応じて、カタログをデジタル化し、「デジタルカタログ」として、組合のWebサイトでも公開をしています。

美濃焼タイルは、インテリアからエクステリアまで、意匠性と高い機能性を付随した新しいタイルを提案しており、さまざまな建築物に彩りを添えることでしょう。

弊組合は、一般に用いられるタイルの他、高等技術を要する重要文化財建築物の復元用タイルを始め、特注タイルの受注等を得意としており、これら特殊タイルについての情報提供が可能です。最新カタログのご要望を始め、是非とも官公需適格組合である弊組合への発注をお待ち致しております。

<多治見市管工事協同組合>

所在地 〒507-0057 岐阜県多治見市赤坂町8丁目86番地の3

電話 0572-22-0240 F A X 0572-22-0044

第1回官公需適格組合証明取得日 平成26年3月27日

(1) 代表者名 代表理事 柘植 耕一

(2) 設立年月日 昭和47年11月4日

(3) 出資金 37,810千円

(4) 組合の地区 多治見市

(5) 組合員数 19社

(6) 組合員資格

①管工事業を行う事業者

②組合の地区内に事業場を有すること

(7) 事務局責任者役職・氏名

事務局長 木股 正博

常勤職員数 4名

(8) 主な物的施設

事務所(所有) 延 412.19㎡ 土地(所有) 1,223㎡

倉庫建物(所有) 延 153㎡ 倉庫土地(所有) 563㎡

(9) 主な共同受注(役務)

①給配水管維持管理に関する業務

②給配水管維持管理のための待機当番業務

③水道量水器の維持管理業務及び更新に関する業務

④漏水の調査業務

⑤公共下水道管路及び公共柵等の維持管理に関する業務

(10) 共同受注実績

(単位：千円)

年度	給配水管維持管理に関する業務	水道量水器の維持管理業務	待機当番業務	漏水調査業務	公共下水道維持管理業務	合計
令和3年度	47,913	28,463	3,960	199	9,798	90,333
令和4年度	49,274	33,699	3,960	1,394	9,801	98,128
令和5年度	45,484	30,702	3,960	0	7,724	87,870

* 主な受注機関 多治見市

(11) 現在の証明有効期日

令和8年3月26日

《概要》

当組合は昭和47年11月、それまで任意組織で活動していた多治見市内の管工事業者によって、工事の共同受注体制の確立と組合員の事業経営安定化を図る目的を以って「多治見市管工事協同組合」を設立しました。

昭和48年からは、これまで工事に必要な資材を多治見市より購入していましたが、これら資材の一部をメーカーから直接購入することが可能となり、組合員が取り扱う資材等の共同購買事業が本格稼働し始めました。

この他には組合員が利用する機械を組合で購入し貸し出しする共同利用事業を実施し、平成2年には組合員が市町村へ提出する上下水道原簿等の作成をする事務代行事業を開始しました。また、平成9年4月には多治見市と「修繕業務委託契約」を締結し水道管を1年365日24時間維持管理する待機当番業務と漏水修繕等の給配水管維持管理業務を開始しました。その後、平成16年には「修繕業務委託契約」に居住者の入退去に伴うメータ中止復活業務が、さらに平成26年には検定満期メータの交換をするメータ取替業務、平成27年6月には多治見市と公共下水道管路等の閉塞解消作業を行う「公共下水道修繕業務委託契約」を、同年9月には公道に埋設された給水管、送配水管の有収率を向上させることを目的とした「漏水調査業務委託契約」を締結するなど日々新たな事業や業務を模索しながら、積極的な事業運営に努めております。

☆給配水管維持管理に関する業務☆

管の老朽化による漏水修繕業務



<土岐市管工事協同組合>

所在地 〒509-5122 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 1989 番地の 2
電 話 0572-55-5327 F A X 0572-55-2031
E-m a i l tokisikankouji.kyoudoukumiai@wave.plala.or.jp

第 1 回官公需適格組合証明取得 令和元年 1 1 月 1 日

- (1) 代 表 者 名 猪野 浩一
(2) 設立年月日 昭和 5 7 年 7 月 7 日
(3) 出 資 金 9, 0 0 0 千円
(4) 組合の地区 土岐市の区域
(5) 組 合 員 数 9 名
(6) 組合員資格 ①土岐市上水道指定工事店であること
②組合の地区内に事業場を有すること
(7) 事務局責任者役職・氏名 岩島 由紀
常勤職員数 1 名
(8) 主な物的施設 事務所(所有) 延 7 4 m² 倉庫 1 5 0 m² 土地 (借用)
(9) 主な受注品目 ①給配水管維持管理に関する業務
②給配水管維持管理のための待機当番業務

(10) 共同受注実績

年度	受注額
令和 3 年度	4 6, 9 5 0 千円
令和 4 年度	3 7, 3 6 3 千円
令和 5 年度	5 7, 2 9 2 千円

* 主な受注機関 土岐市

(11) 現在の証明有効期日 令和7年10月31日

《概要》

当組合は、昭和57年7月、それまで任意組織で活動していた土岐市内の管工事業者15社によって、共同受注事業、共同購買事業、共同利用に関する事業、事業資金の貸付を主とした経済事業を実施するため事業協同組合を設立した。

以来、上下水道の共同受注、設備工事用資材の共同購買事業をはじめ、組合員が取り扱う機械等の共同利用事業などを実施してきた。また、土岐市と密接な連携を保ち、土岐市と昭和61年には「待機当番業務」の受託、平成10年に「修理業務委託契約」、平成19年に「災害時における水道業務の応援に関する協定」を締結し、地域内の上下水道の適切な維持管理、災害時など緊急時への対応など地域のライフラインの維持を行い地域にも貢献しながら事業活動を行っている。

<高山管設備工業協同組合>

所在地 〒506-0001 岐阜県高山市冬頭町 107 番地の 1

電 話 0577-34-9378 FAX 0577-34-9395

第 1 回官公需適格組合証明取得日 平成 2 9 年 3 月 1 4 日

(1) 代表者名 代表理事 洞口 直樹

(2) 設立年月日 平成 2 年 7 月 1 3 日

(3) 出 資 金 8, 6 0 0 千円

(4) 組合の地区 高山市

(5) 組合員数 4 3 名

(6) 組合員資格 ① 高山市より上水道及び下水道工事の指定工事店としての指定を受け、管工事業を行う事業者であること
② 組合の地区内に事業場を有すること

(7) 事務局責任者役職・氏名

専務理事(常勤) 東 泰士

理事(常勤) 中田喜普

常勤職員数 1 8 名

(8) 主な物的施設

事務所(所有) 延 2 5 6. 7 m² プレハブ倉庫(所有) 1 2. 7 m²

土地(賃借) 5 7 8. 8 m²

(9) 主な共同受注(役務)

① 量水器取替業務

② 給水申請業務

③ 工事当番事業

(10) 共同受注実績

(単位：千円)

年 度	量水器取替業務	給水申請業務	工事当番業務	合 計
令和3年度	34,548	5,291	16,280	56,119
令和4年度	23,458	6,463	16,280	46,201
令和5年度	19,820	6,147	16,280	42,247

*主な受注機関 高山市

(11) 現在の証明有効期日 令和8年3月13日

《概要》

昭和 29 年発足した高山市上水道工事指定店組合と昭和 55 年に発足した高山市下水道工事指定店組合を統合し、新たに昭和 62 年高山市上下水道指定工事店組合を設立しました。

その後工事の共同受注・共同購買体制を整備し、組合員の事業経営安定化を図る事を目的として法人化することとし平成 2 年 7 月に高山市上下水道指定工事店の指定を受けた 35 名により「高山管設備工業協同組合」を設立しました。平成 17 年 2 月には、高山市と近隣 9 町村が合併し、新たに 2,180km² の広大な面積を有する高山市が誕生し、組合員数も 57 名となりました。

平成 18 年 6 月一般建設業許可（土木工事、管工事、水道施設工事）を取得し、組合として共同受注ができる体制を整えました。

平成 2 年の設立以来、検定満期量水器取替業務を高山市から受注実施し、また平成 14 年からは、開栓、閉栓などの給水申請業務を受注し開始しました。また給配水管の突発漏水修繕に対しいつでも対応できる体制をとり、市民生活における水道トラブルの解消に努めてきました。

平成 5 年からは、組合員の給水・排水申請書をコンピューターCADにより代行して作成する事業を開始しました。

地震、大雨等による水道施設災害復旧に備え高山市と災害復旧応援協定を結ぶと共に、連携し広域的な対応ができるよう飛騨地域の高山、飛騨、下呂の 3 組合で協議会を立ち上げ「飛騨地域の災害時における水道施設の応急活動の相互支援に関する協定書」を締結し、平常時のみならず災害等非常時に市民のライフラインが早期に確保できるよう体制整備に努めています。

およそ三分の一の組合員は、災害等非常時にもいち早く事業を立ち上げできるよう BCP（事業継続計画）を策定し、迅速な市民ライフライン確保に備えています。

また、組合員の安定した事業経営継続に資するため、今後も更なる積極的な事業運営、業務拡大に努めていきたいと考えています。

量水器取替業務

取替状況



チェックリストで点検確認



<岐阜県石油商業協同組合>

所在地 〒500-8281

岐阜県岐阜市東鶉1丁目3番地の2

電話 058-271-2903 F A X 058-271-2905

HPアドレス <http://gssnet.jp>

第1回官公需適格組合証明取得 昭和59年5月19日

- (1) 代表者名 理事長 澤 田 栄
- (2) 設立年月日 昭和27年9月15日
- (3) 出 資 金 60, 035, 500円
- (4) 組合の地区 岐阜県
- (5) 組 合 員 数 306名
- (6) 組合員資格 石油販売を行う事業者であること
岐阜県内に事業所を有すること
- (7) 事務局責任者役職・氏名 専務理事 後 藤 久 盛
常勤職員数 3名
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 延1048. 3㎡ 土 地(所有) 804㎡
- (9) 主な受注品目 燃料類(ガソリン、軽油、灯油、重油、オイル)
- (10) 共同受注実績

年度	受注額
令和3年度	17, 387千円
令和4年度	18, 433千円
令和5年度	19, 787千円

* 主な受注機関 国、岐阜県



(11)組合が受けている資格・許認可

石油製品販売業開始の届出 平成11年2月24日

届出番号 4-21-00-3317

行政庁名 中部経済産業局

(12)現在の官公需適格組合証明有効期日 令和9年2月18日

《PRコーナー》

当組合は、昭和59年に官公需適格組合証明を取得して以来、県下の組合員給油所において給油ができるメリットを活かして、官公庁と燃料類供給の契約を締結しています。当組合では、計量自主管理事業や分析事業を実施して、適正な燃料類供給と官公庁の利便性に努めています。併せて、災害時における石油製品の安定供給に資するため、県内組合員給油所の半数以上が住民拠点SSとなり、自家発電機を設置し災害時における石油製品の安定供給ができる体制となっています。なお、毎年組合員給油所において経営者・給油所スタッフを対象に、通常電気から自家発電機に切替して給油する「災害時対応実地訓練」を実施し、災害対応能力を強化する取り組みを行っています。

昨年に引き続き、本年も9月より、災害時に地域と国民の安心を支えることを目的とした『満タン&灯油プラス1缶運動』を、全国石油商業組合連合会と47都道府県の石油組合が一体となって全国展開します。岐阜県においても当組合員全給油所526SSが運動に参加します。

岐阜県との間では「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」や「災害時における被災者支援に関する協定」を締結する等、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

現在、災害協定と官公需の一体化を目指し、各市町村等との災害協定締結を進めるとともに、平時における燃料類の官公需受注増大に努めています。

計量自主管理制度

★組合で実施している計量自主管理制度に加入している給油所では・・・

当組合で給油所(SS)ごとの計量器台帳を管理し、計量器(自動車等燃料油メーター)の有効期限の更新だけでなく、計量器の年1回の定期検査を実施しています。そのため、給油所では常時適正な状態で計量し、燃料油の販売をしています。



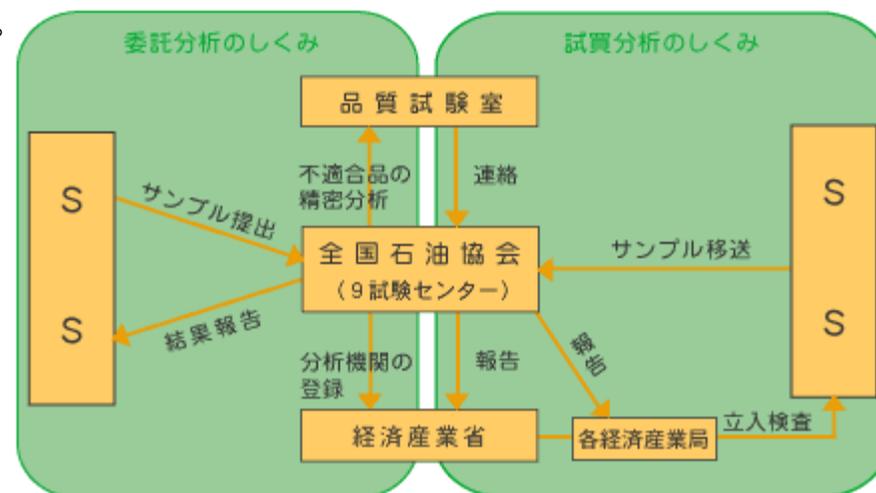
品質の確保

「試買分析」と「委託分析」

ガソリン、軽油、灯油の3つの油種については品質確保法で強制規格が定められています。給油所でその強制規格が適正に守られているかどうかを確認するために行われているのが「試買分析」です。全国石油協会では給油所店頭でハイオク・レギュラーガソリン、軽油、灯油の4油種を購入し全国9ヶ所の試験センターに集め、その品質が法定規格に適合しているかどうか分析し、不適合と判断された事例については速やかに経済産業省と関係経済産業局に報告し、必要に応じて国による立ち入り検査が行われています。

一方、給油所では原則として10日に1回、販売しているガソリンを自ら分析する義務(「自己分析義務」)があり、品質確保法に基づく登録分析機関である全国石油協会へ委託し、分析を行っています。(「委託分析」)

このように、給油所で販売する燃料油は「試買分析」と自己分析(「委託分析」)の2つの方法で、品質の確保が図られています。



災害時における石油類燃料の供給に対する取り組み

災害時における燃料供給を円滑に行うため、県と協定を締結しています。

東日本大震災の際には大規模な停電と交通網が寸断され、東北地方の多くのSSが営業不能となり、石油製品の供給不足となったことから、石油備蓄確保法が改正され、緊急時の石油製品供給に必要な情報収集拠点として全国の石油組合が指定されました。

大規模災害発生時には病院施設・緊急車両、消防施設・車両、一般車両等に石油製品を安定的に供給できる体制に取り組んでいます。なお、本年1月の能登半島地震では行政からの燃料油緊急供給要請に対し、組合員SSが早期復旧に向け、緊急時の燃料油供給に取り組みました。

また、災害時の緊急燃料油供給を迅速に行えるよう、組合員ローリーを緊急通行車両として、出動できる体制を整備しています。

< 土岐市陶磁器卸商業協同組合 >

所在地 〒509-5121 岐阜県土岐市土岐津町高山4番地

電話 0572 (53) 0005 F A X 0572 (55) 6177

URL <http://www.chuokai-gifu.or.jp/tosho/>

URL <https://tokishi.com>

E-mail minoyaki@tokishi.com

第1回官公需適格組合証明取得日 平成10年11月10日

- (1) 代表者名 安藤浩市
- (2) 設立年月日 平成3年4月1日
- (3) 出資金 18,700千円
- (4) 組合の地区 岐阜県土岐市
- (5) 組合員数 73名
- (6) 組合員資格 ① 陶磁器の卸売業を行う事業者であること
② 組合の地区内に事業場を有すること
- (7) 事務局管理者役職・氏名 専務理事 長谷川祥司
- (8) 主な物資施設 事務所(借用) 259.66㎡
土地(借用) 462.00㎡
その他の設備等 展示販売場 153.00㎡
倉庫 794.95㎡
- (9) 主な受注品目 高強度磁器製給食用食器・陶磁器製飲食器・ほか
- (10) 共同受注実績

年度	受注件数	受注金額
令和3年度	18件	2,590千円
令和4年度	26件	6,668千円
令和5年度	19件	8,587千円

(11) 現在の証明有効期限 令和8年11月9日



《概要》

学校給食は、戦後食糧のない時代の児童生徒の栄養改善の目的から、飽食の現在では、日々の食事を通してあたたかい生活習慣の取得、自分の健康管理のための学習の場に大きく変わっています。我が国の食文化は、繊細な感性が生み出す独特のものであり、「器も料理のうち」といわれる様に、料理と器を不離一体のものとして捉え、心豊かな食生活を理想としております。「ゆとりある教育」を進める上で、安全・安心といった根本的課題を解決することは重要であり、人間の生活の基本である食生活をより豊かにする給食用食器のあり方は、大切な今日的課題であり、「食育」の必要性が叫ばれる程であります。

高強度磁器は、理想的な給食を実現するため、1300有余年の陶業の歴史を持ち、現在も陶磁器の一大生産地である土岐市が、土岐市陶磁器試験場において1985年にファインセラミックスの技術を応用し開発し、業界への技術移転により製品化に成功し、既に全国3,900ヶ所以上の保育園・幼稚園や学校、病院、公官庁等でご利用いただいているところです。

なお、高強度磁器とはいえ、極端な取り扱いをすれば破損する可能性もありますので、学校などでは「物を大切に使う」という教育的効果も表れ、給食時の姿勢が良くなったと好評をいただいております。もちろん、強化ガラス食器のような危険性の高い割れ方はいたしません。また、高強度磁器は高温焼成され極めて安全且つ衛生的であり、生殖機能に悪影響を及ぼすと言われます環境ホルモンの心配は全くありませんし、高温による保管が可能ですので0-157対策としても極めて有効なものと存じます。

高強度磁器

~ High Strength Porcelain ~

最も強度があり安全な「高強度磁器」をご選択ください。



陶磁器生産量日本一の美濃焼の街「土岐市」が High-Technology で創りあげた「高強度磁器」食器



商標マーク登録済

- ①本物にはこの高強度磁器マークがついています。
- ②高強度磁器マークは強度試験及び品質基準に合格した安心の証です。
- ③高強度磁器マークは商標登録済みです。

ポイント
1

岐阜県土岐市が開発した高強度磁器食器です。

土岐市は、安土・桃山の時代から美濃焼のまちとして発展してまいりました。ここにご紹介いたします高強度磁器は、土岐市立陶磁器試験場において1985年に、ファインセラミックスの技術を応用し開発をいたしました。割れにくく耐熱性に優れた食器として、全国の学校、保育園・幼稚園や病院、官公庁等でご利用いただいております。また、高強度磁器は高温焼成されており、極めて安全かつ衛生的で、環境ホルモンの心配もありませんので、業務用食器としても広くご利用いただいております。使用していただいた学校などでは、「物を大切に作る」といった教育効果や、学校以外でも「温かみを感じることができる」「使いやすい」などの高評価をいただいております。土岐市陶磁器卸商業協同組合では、全国の皆様のニーズにお応えするために幅広い種類の食器を揃えておられます。「美濃焼主産地・土岐市」が自信を持ってお奨めする高強度磁器食器を、ぜひご利用いただきますよう心からお願い申し上げます。

ポイント
2

機能性に優れています。

「高強度磁器」は、強さと軽さ、使いやすさをカタチにしました。信頼と実績の高強度磁器シリーズは全国の皆さまに愛されて25年…。これからも本来のアイテムに求められる機能性をさらにのび、給食シーンを和やかに快適にします。高強度磁器の特徴はなによりその強さ、軽さ、そしてスタイリッシュでシンプルなデザイン。「すべての使う人に優しい食器」がコンセプトです。



●強度3倍（従来比）
一般磁器の3倍以上の強度があります。



●軽量化
強度の向上を図り薄く軽く仕上げました。



●特殊絵付け
イングレース加工で絵柄が剥げ落ちません。



●安心安全
食品衛生法クリア鉛、カドミウム検出なし。



●CO2削減製法
製造工程の効率化によりCO2の削減に努めています。



●傷付きにくい加工
産着ツルツル加工で机などに傷が付きにくい。



●省スペース設計
食器の重なりがよく収納がラクラクです。



●食器洗浄機OK
家庭用・業務用の食器洗浄機での洗浄に対応しております。



●リユース
強度があるため繰り返し利用ができ環境にも優しい。



●リデュース
強度があるため破損率が少なくとっても経済的。



●リサイクル
破損した食器はリサイクル材料として食器や建材に生まれ変わります。



●リニューアル加工
傷ついた表面を再焼成して滑らかにすることが出来ます。



●高温消毒OK
高温消毒ができるため0-157対策にも最適です。



●電子レンジOK
家庭用・業務用の電子レンジでご利用いただけます。



●オーブンOK
300℃のオーブンでの使用に対応しております。（取組温度は100℃・最大不可）



●冷凍庫OK
家庭用・業務用の冷凍庫での使用に対応しております。



土岐市陶磁器卸商業協同組合（セラピア土岐）

お問い合わせはこちらまでどうぞ。
土岐市陶磁器卸商業協同組合
〒509-5121 岐阜県土岐市土岐津町高山4番地
TEL: 0572-53-0005
FAX: 0572-55-6177
E-mail: tougiki@sweet.ocn.ne.jp



土岐市陶磁器試験場（セラテクノ土岐）

商品開発及び品質検査
土岐市陶磁器試験場
(セラテクノ土岐)

<大垣市指定管工事業協同組合>

所在地 〒503-0918 岐阜県大垣市西崎町2丁目58番地

電話 0584-78-5639 F A X 0584-78-5883

第1回官公需適格組合証明取得 令和3年10月29日

- (1) 代表者名 松井 康信
- (2) 設立年月日 昭和33年10月18日
- (3) 出資金 33,600千円
- (4) 組合の地区 大垣市の区域
- (5) 組合員数 16名
- (6) 組合員資格 ①水道工事請負を行う事業者であって、大垣市指定給水装置工事業者及び大垣市下水道排水設備指定工事店であること
②組合の地区内に事業場を有すること
- (7) 事務局体制 常勤職員数 2名
- (8) 主な物的施設 事務所(所有) 181㎡ 倉庫(所有) 38㎡ 土地(所有) 853㎡
- (9) 主な受注品目 ①量水器取替業務
②夜間等の宅内給排水及び水道施設の緊急点検業務
③上下水道の漏水修理業務

(10) 共同受注実績

年度	受注額
令和3年度	44,249千円
令和4年度	45,770千円
令和5年度	49,322千円

*主な受注機関 大垣市

(11) 現在の証明有効期日 令和6年10月28日

《概要》

当組合は、昭和33年10月、大垣市内の水道工事業者の経済的地位の向上を目的として、水道工事の共同受注事業や資材の共同購買事業を推進すべく、大垣市内の水道工事請負業者23社により「大垣市公認水道工事業協同組合」を設立した。以来、水道工事事用資材の共同購買事業をはじめ、組合員のための共同経済事業を実施してきた。

大垣市と密接な連携を保ち、平成15年3月に大垣市と本組合との間で「災害時における応急復旧の応援に関する協定書」を締結。また、平成15年1月に岐阜県管設備工業協同組合が、岐阜県との間で「災害時における応急復旧の応援に関する協定書」を締結し、本組合は、西濃地区の災害対策本部となった。

平成24年度より、「社会貢献委員会」を新設。市内の小中学校において水道設備の無償点検を行った。

当組合は、ライフラインである水道管の維持・管理を通じて市民生活に貢献しながら事業活動を行っている。